

入札説明書

公立大学法人会津大学が発注する会津大学教育用計算機システム1賃貸借に係る条件付一般競争入札については、入札公告に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 業務の内容

- (1) 件名 会津大学教育用計算機システム1賃貸借
- (2) 仕様等 別添仕様書による。
- (3) 契約期間 平成29年4月1日～平成33年3月31日
- (4) 履行場所 公立大学法人会津大学（福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合90番地）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第2条及び第3条に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (3) 過去5年以内において、種類及び規模を同じくする賃貸借契約の実績を最低1件以上有する者であること。
- (4) 当該調達物品を確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該調達物品に係る機器保守、ソフトウェアサポート、修理及び物品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記2に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、平成28年11月1日（火）から平成28年11月24日（木）までの午前8時30分から午後5時15分までに（但し、最終日は午後3時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）、会津大学事務局総務予算課予算経理係に提出し、当該資格の確認を受けること。

入札参加資格の有無は、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により平成28年12月15日（木）までに通知する。

なお、期日までに確認申請書を提出しなかった場合は、入札に参加できないので十分に注意すること。また、郵送により提出する場合には書留郵便とすること。なお、不着等の事故については一切責任を負わない。

- (1) 資格の審査の基準となる日（平成28年4月1日とし、以下「審査基準日」という。）直前2年の各営業年度の財務諸表又はその写し
- (2) 業務経歴書（様式3）

業務実績を確認するため、過去5年以内の種類及び規模を同じくする業務経歴を最低1件以上記載すること

(3) 技術者経歴書(様式4)

(4) 営業所一覧表(様式5)

(5) 会津大学教育用計算機システム1賃貸借に関する技術提案書(表紙は様式6)(以下「技術提案書」という。)

※技術提案書は、原本1部、写し19部を提出すること。

※添付する技術提案の補足資料等は2部提出すること。

4 入札の開催日時等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

平成28年11月24日(木) 午後3時00分

会津大学総務予算課予算経理係

なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書の提出日及び提出場所

平成28年12月19日(月) 午後1時30分

会津大学管理棟3階 中会議室

なお、郵送による入札は不可とする。

(3) 開札の日時及び場所

平成28年12月19日(月) 午後1時30分

会津大学管理棟3階 中会議室

5 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(様式7)に必要とする事項を記載し、上記4の(2)に指定する日時及び場所へ持参により提出すること。

(2) 入札書は、封書に入れ、その封皮に次の事項を記入すること。

ア 氏名(法人にあつては、商号又は名称)

イ 12月19日開札「会津大学教育用計算機システム1賃貸借」入札書在中

(3) 入札書の必要記載事項

入札者は、会津大学教育用計算機システム1賃貸借の総額を記載すること。

また、入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、法人番号、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、法人番号、商号又は名称及び代表者職・氏名の他に、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

6 入札保証金

- (1) 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第8条の規定による。
- (2) 同取扱規則第9条第1項各号に該当する場合は入札保証金の一部又は全部を免除することがある。
- (3) 入札保証金の免除を希望する者は入札保証金納付免除申請書(様式9)を提出し、入札参加資格申請と併せて行うこと。添付書類は下記のとおり。
 - ア 入札保証保険契約を締結している場合
入札保証保険証券(副本)
 - イ 履行実績による場合
実績証明書(様式10-1)
実績証明願(様式10-2)※発注機関の証明(記名押印)があるもの。
- (4) 入札保証金免除申請があった場合は、入札参加資格確認通知と併せて、入札保証金免除の可否について通知する。

7 入札の方法及び開札等

- (1) 開札は、上記4の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類確認を受けるものとする。
 - ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)
 - イ 委任状(様式8) ※入札に代理人が出席する場合に必要
- (3) 入札保証金を納付した場合は、その領収書を提出すること。
- (4) 入札書(様式7)に上記1の(1)の件名を記載し提出すること。
なお郵送、電報、FAXその他の方法による入札は認めない。
- (5) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (6) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札を行うものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (7) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度再入札を行うものとする。
- (8) 再度再入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約をすることができる。

8 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し本学担当者に説明し質問に答える義務を負うものとし、説明及び回答の義務を履行しない者のした入札は落札決定の対象としない。

9 入札心得

- (1) 入札者は、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。
- (3) 入札者は代理人をして入札させるときは、その委任状(様式8)を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 郵便による入札は認めない。

- (5) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (6) 入札者は、次のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ アからエまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札会場に入場することができない。
- (8) 入札者又は入札者の代理人は、入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 無効の入札書

次の各号に該当する入札書は、これを無効なものとする。

- (1) 入札公告等に示した入札参加資格のない者の提出した入札書
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札書
- (4) 記名、押印を欠く入札書
- (5) 金額を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書
- (8) その他、入札に関する条件又は公立大学法人会津大学において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 公立大学法人会津大学会計規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第23条の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者以外の者を落札者とする。

- (2) 入札公告等により確認申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要

な資格を有すると認められることを条件に入札書を提出した場合において、当該者に関する資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

(3) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(4) 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。

(5) 再度入札に付してもなお落札者が決定しない場合は、1回に限り再度再入札に付することができるものとする。

(6) 再度再入札しても落札者がいない場合は、公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第31条第1項7号の規定により随意契約をすることができる。

13 契約保証金

(1) 公立大学法人会津大学契約事務取扱規則第39条の規定に基づき、落札者は、契約金額の100分の5以上の契約保証金を納めなければならない。

(2) ただし、落札者が、保険会社との間に公立大学法人会津大学を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を免除する。

(3) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

14 契約書等の作成

(1) 落札者は、発注者が交付する契約書（別添の契約書を使用するものとする。以下「契約書」という。）に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

15 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 契約条項

別添契約書のとおり。

17 質問及び回答

本件入札公告・入札説明書・仕様書等に関し質問がある場合は、以下の要領で行うこと。

(1) 質問書（様式11）により書面で行うこととし、電話など口頭による質問は受け付けない。

(2) 受付期間

平成28年11月1日(火)から平成28年11月11日(金)午後3時まで(土曜日・日曜日・休日を除く。)

(3) 受付方法

郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参

(郵送及び持参により提出した場合は、その内容を電子メールにて下記の(4)に記載したアドレスに送信すること。電子メール送信の際は題名を「会津大学教育用計算機システム1賃貸借(会社名)」とすること。なお、郵送、ファクシミリ、電子メールにより提出した場合は、(4)に記載した電話番号に連絡すること。)

(4) 質問書の提出先は、次のとおりとする。

会津大学 総務予算課 予算経理係

電話番号 0242-37-2509

FAX 0242-37-2528

E-mail cl-budget@u-aizu.ac.jp

(5) 質問書に対する回答は、本学ホームページに掲載することにより行う。

(6) 回答予定日

平成28年11月18日(金)

18 その他

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届(任意様式)を提出すること。

(2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(3) 福島県において物品購入(修繕)競争入札参加資格制限が課されている者からの本契約に係る物品の仕入先又は卸先になることは認められない。応札製品について該当が無いことを確認のこと。

ただし、他の物品に代えることができないものを除く。

※福島県出納局入札用度課ホームページでの参加資格制限情報に注意すること。

以上

(参考)

公立大学法人会津大学契約事務取扱規則 (抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第2条 売買、貸借、請負その他の契約につき会計規程第17条に規定する競争に付するときは被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(競争に参加させないことができる者)

第3条 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(入札保証金)

第8条 競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積もる契約金額の百分の三以上の保証金を納めさせなければならない。

2 前項の保証金の納付は、次の各号に掲げるものの提供をもってこれに代えることができる。

- 一 国債、地方債、政府保証債その他総務省令で定める有価証券
- 二 銀行又は事務局長が確実と認める金融機関等に対する定期預金債権
- 三 その他事務局長が確実と認める担保

(入札保証金の免除)

第9条 次に掲げる場合においては、前条の規定に関わらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 競争に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- 二 第4条に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれが無いと認められるとき

(最低価格の入札者を落札者としなければならないことのできる契約)

第23条 会計規程第19条第2項に規定する支払の原因となる契約のうち別に定めるものは、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないうおそれがあると認められるとき
- 二 その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき

(契約保証金)

第39条 契約を結ぶ者をして、契約金額の百分の五以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、その他その必要がないと認める場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。